

令和 8 年度九州防衛局におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方といたします。

番号	種別	件 名	見積依頼公開日	見積書提出期限	見積合わせの日時	備 考
1	役務	廃棄物の処理業務	令和 8 年 7 月 1 0 日	令和 8 年 7 月 2 4 日 1 2 時	令和 8 年 7 月 2 4 日 1 3 時～	契約書作成：不要
2	役務	庁用自動車の点検整備（6 ヶ月及び 1 2 ヶ月）等	令和 8 年 7 月 1 0 日	令和 8 年 7 月 2 4 日 1 2 時	令和 8 年 7 月 2 4 日 1 3 時～	契約書作成：不要

●見積書提出要領

- （１）本方式における案件に申込みを行う場合は実施要領を熟読すること。
- （２）見積書の宛先を「支出負担行為担当官 九州防衛局長」とすること。
- （３）見積書の提出をする際には、別紙「暴力団排除に関する誓約書」及び「資格審査結果通知（全省庁統一資格）（写し）」（令和 07・08・09 年度競争参加資格（全省庁統一資格））を添付すること。
- （４）落札者が、中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を適用する。
- （５）仕様書に関する問い合わせ先：以下のとおり
- No. 1 九州防衛局 総務部 会計課 管理係 電話 092-483-8812
- No. 2 長崎防衛支局 総務課 電話 095-825-5303
- （６）見積書の提出先：以下のとおり
- 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎 4 階
- 九州防衛局 総務部 会計課 会計係 電話 092-483-8812

暴力団排除に関する誓約書

☐ 当社

☐ 私(個人の場合)

☐ 当団体(団体の場合)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて支店官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、誓約いたします。

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

会社名及び代表者名

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項

甲及び乙は、債権譲渡制限特約の部分的解除に関し、次の特約条項を定める。

（債権譲渡制限特約の部分的解除）

- 第1条 契約条項第○条の規定にかかわらず、乙が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、乙が流動資産担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。
- 2 前項の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の通知を行った時点で効力を生ずるものとする。
- 3 前項の規定は、甲が、前渡資金から乙に對価を支払う場合には適用しない。

（譲渡可能な売掛債権）

- 第2条 前条第1項の規定により乙が譲渡することのできる売掛債権は、乙が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、乙が反対給付の履行を完了していることを甲が受領検査調書や納品書などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

（部分払、前金払又は概算払との関係）

- 第3条 乙は、第1条第1項の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払を受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

（承諾申請及び通知の様式）

- 第4条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、承諾申請は様式1により、通知は様式2により行わなければならない。

（承諾の様式）

- 第5条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、様式1に定めた事項を遵守することを条件として承諾するものとする。

（甲の権利及び利益）

- 第6条 甲及び乙は、乙の売掛債権譲渡が、契約不適合責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

債権譲渡承諾申請書

年 月 日

支出負担行為担当官 殿

住 所 :
譲渡人 : (甲) ○○株式会社
代表者 :
担当者 :
連絡先 :

住 所 :
譲渡人 : (乙) 株式会社○○銀行
代表者 :
担当者 :
連絡先 :

住 所 :
譲渡人 : (丙) ○○信用保証協会
代表者 :
担当者 :
連絡先 :

○○株式会社（以下「甲」という。）は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受けました。つきましては、「債権譲渡承諾書」による貴殿の承諾がなされることを前提として、甲が○○契約に基づく代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を株式会社○○銀行（以下「乙」という。）及び○○信用保証協会（以下「丙」という。）に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けたいので、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、貴殿の承認を得たく申請します。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり○○契約条項第○項第○号の規定に基づき、契約物品（又は役務）全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはしないこと。
4. 本件申請の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付○○契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 認証番号

2. 譲渡債権の額

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 契約代金額 | 金 | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額 | 金 | 円 |

3. 乙及び丙が指定する口座の表示

フリガナ フリガナ
○○銀行○○支店・口座の種類
フリガナ
口座人名義○○・口座番号○○○○

〇〇〇第〇〇〇〇号
年 月 日

債権譲渡承諾書

住 所：
譲渡人：(甲) 〇〇株式会社
代表者：

住 所：
譲渡人：(乙) 株式会社〇〇銀行
代表者：

住 所：
譲渡人：(丙) 〇〇信用保証協会
代表者：

上記申請につき、〇〇契約に基づく譲渡対象債権の乙及び丙への譲渡については、下記の事項を甲、乙及び丙が遵守することを条件として、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項第5条」の規定に基づき承諾します。

記

- 1. 本承諾によって、〇〇契約（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益には何ら変更がなく、また甲の本契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。
- 2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
- 3. 国による代金の支払は、〇〇契約条項第〇条の規定に基づき行われるものであること。

支出負担行為担当官

確認日付欄

(お問い合わせ先)
担当：
電話：

注：担当官は、本承諾書について修正が必要な場合には、適宜修正して差し支えない。

債権譲渡通知書

支出負担行為担当官 殿

住 所：
譲渡人：(甲) ○○株式会社
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲渡人：(乙) 株式会社○○銀行
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲渡人：(丙) ○○信用保証協会
代表者：
担当者：
連絡先：

○○株式会社（以下「甲」という。）は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受け【「準確定契約及び概算契約の場合は記述」、かつ○年○月○日に契約金額が確定し】ました。よって、甲が○○契約に基づく代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を株式会社○○銀行（以下「乙」という。）及び○○信用保証協会（以下「丙」という。）に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けました。つきましては、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第 1 条及び第 4 条の規定に基づき、本書をもってご通知申し上げます。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり○○契約条項第○項第○号の規定に基づき、契約物品（又は役務）全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはしないこと。
4. 本件通知の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

- 記
1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付○○契約
 - (1) 調達要求番号
 - (2) 契 約 品 名
 - (3) 納 期
 - (4) 認 証 番 号

2. 譲渡債権の額
 - (1) 契約代金額 金 円
 - (2) 前払金等既受領済額 金 円
 - (3) 差引譲渡対象債権額 金 円

3. 乙及び丙が指定する口座の表示
 - フリガナ フリガナ
○○銀行○○支店・口座の種類
 - フリガナ
口座人名義○○・口座番号○○○○

注：本通知は必要に応じて修正することを妨げないが、契約履行の確認日に係る部分及び契約金額の確定日に係る部分並びに「予め承諾している事項」の内容は修正してはならない。